

# 栗東市農林業振興事業

## (農業振興事業機械整備事業)

### 農業機械整備補助パンフレット

地域としての持続性の確保と農業者等の収益力を向上させ、  
農業経営の安定化を図るために、農業用機械の整備を支援  
します。



## ○事業目的について

農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少、耕作放棄地の増加等に対処するため地域農業を担う集落営農、認定農業者及び新規就農者（以下「農業者」という。）への支援を行い、地域としての持続性の確保と農業者等の収益力を向上させるための対策に取り組むことが課題となっています。

これらの課題対策の一助として、農業機械整備による農業振興を図るため農業振興機械整備事業を実施します。

## ○補助対象者について

- ・市内に住所及び農地を有する次のいずれかに該当する農業者であること
  - ①集落営農（毎年総会を開催していること）
  - ②認定農業者
  - ③認定新規就農者

## ○補助対象機械について

- ・市内での使用及び設置（保管）する**新品農業機械本体**（50万円以上（税別））



トラクター、コンバイン、田植機など

※汎用性がある機械（軽トラック、フォークリフト等）、トラクターのアタッチメント（ハロー等）のみは**対象外**です



## ○補助額について

- ・整備費の20%（消費税除く）  
（補助の限度額 上限：100万円／年 及び 200万円／5年累計）
- ※補助は、市予算の範囲内で行うものであり、要望通り助成されない場合があります。

### 補助事例

年	購入機械	購入費用（税別）	補助率と乗じた額	補助額
1年目	トラクター	400万円	20%=80万円	80万円
2年目	コンバイン	800万円	20%=160万円	100万円（上限100万円を適用）
3年目	田植機	150万円	20%=30万円	20万円（5年累計200万円を適用）

## ○補助金交付条件について

- ・整備する農業機械を耐用年数前に譲渡、転売、処分しないこと
  - ・市税等を滞納していないこと
  - ・整備する農業機械について、償却資産（固定資産税）、軽自動車税の申告・手続きをおこなうこと
- ※この他にもありますが、実施要領に定めるとおりとします

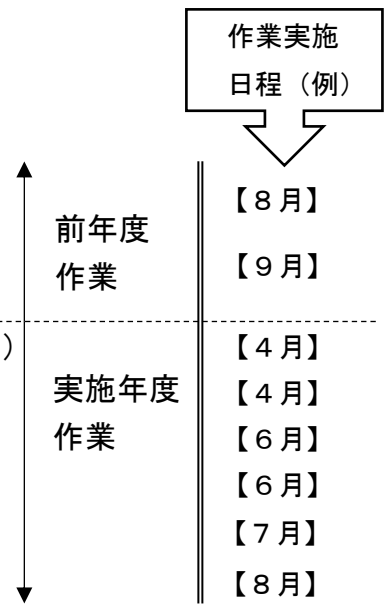
## ○補助の要望について

農業機械整備に係る要望は、導入する前年度の9月末までに、事業要望書等を農林課に提出してください。要望時の提出物は次の通りです。

- ①事業要望書（参考様式1）
- ②導入を予定している機械のカタログ
- ③見積書（1者）
- ④直近の総会資料（集落営農の場合のみ）
- ⑤その他市長が必要とする書類

## ○補助までの流れについて

- ①農業機械整備について農林課に相談（農業者）
- ②農業機械整備（機械導入）の前年度9月末日までに事業要望書や見積書などの書類を市に提出（農業者）
- ③農業機械整備年度に、補助金交付申請書を提出（農業者）
- ④補助金交付決定を通知（市）
- ⑤農業機械導入後、実績報告書を提出（農業者）
- ⑥補助金交付額の確定を通知（市）
- ⑦補助金を請求（農業者）
- ⑧補助金の支払い（市）



	農業機械整備年度の前年度							農業機械整備年度												
月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
農業者	→																		→	
	要望書提出							事業実施												
市							→													→
	要望採択結果通知							事業事務処理												

## ○その他

この事業については、「**栗東市農林業振興事業（農業振興機械整備事業）実施要領**」に定めるとおりとします

## ○お問い合わせ

この事業の詳細については、農林課までお問い合わせください。

栗東市役所 農林課 農政係

電話：077-551-0124（直通）

ファックス：077-551-0148

e-mail：nourin@city.ritto.lg.jp